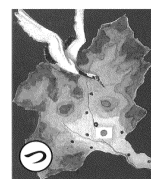




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月25日(火) 第9709号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
○群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則(同)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	3
教育委員会規則	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課)	5
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	7

■規則

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第九号

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、土木事務所を経由しない合理的な理由があるときは、この限りでない。
第五条第一項第三号中「建築し、」を「建築しようとする場合、当該建築物の大規模の修繕若しくは大規模な模様替をしようとする場合」に、「変更する」を「変更しようとする」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

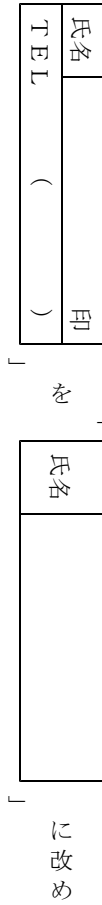
第十三条第一項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十七条第一項中「副本三部」を「副本四部」に改める。

第二十二条中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

2 指定確認検査機関は、法第六条の二第五項の規定により確認審査報告書を提出する際には、省令第三条の五第三項に規定する書類のほか、第五条第一項第三号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。
別記様式第七号から別記様式第十三号までを次のように改める。

別記様式第七号から別記様式第十三号までを削り、別記様式第十六号別紙中「平成」を削り、



る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県建築基準法施行細則の規定により作成されている用紙は、令和二年三月三十一日までの間、適宜補正して使用することができる。

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第十号

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(平成二十三年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月25日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	新桐生停車場線	桐生市広沢町二丁目字谷津3004番の4地先から同市同字同2953番の8地先まで	前	8.4～12.7	84.4
			後	18.4～76.3	114.3

◎群馬県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月25日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	前橋安中富岡線	高崎市箕郷町下芝字萬行344番の3地先から同市箕郷町上芝字東龍ノ宮506番の1地先まで	令和元年6月28日 正午

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年6月25日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字海老瀬字山口4799-1、4799-2	邑楽郡明和町新里77番地1 アルシオーネA202 小林龍太郎
2	佐波郡玉村町大字樋越101-7、101-8	佐波郡玉村町大字上之手1715番地3 秋山

		住宅7号棟 橋爪秀典、橋爪いつか
3	佐波郡玉村町大字川井2110、2111-1、2111-2、2112-1、2113-1、2114-1、2115-1	東京都文京区本駒込五丁目28番7号 ダイセーロジスティクス株式会社 代表取締役 田浦辰也

■教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一前橋高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に、「八八〇」を「八四〇」に改め、同表前橋南高等学校の項中

全日制	
普通科	普通科
二二〇	二二〇
二二〇	二二〇
二二〇	二二〇
二二〇	二二〇
三六〇	三六〇
女	男
昼	昼

全日制		
普通科	普通科	普通科
二四〇	二二〇	二二〇
	二二〇	二二〇
	二二〇	二二〇
二四〇	二四〇	二四〇
男女	女	男
昼	昼	昼

に改め、同表前橋東高等学校の項中

四〇	四〇	四〇
----	----	----

「一〇〇」「四〇」「四〇」に、「七二〇」を「二八〇」に改め、同表前橋西高

等学校の項中

一六〇	一六〇	一六〇
一六〇	一六〇	一六〇
一六〇	一六〇	一六〇

に、「四八〇」を「四四〇」に改め、同表前橋女子高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に、「八八〇」を「八四〇」に改め、同表前橋工業高等学校の項中

八〇	八〇	八〇
四〇	八〇	八〇

を「二〇〇」に改め、同表前橋商業高等学校の項中

二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
七二〇	男女	昼	

全日制	
合科	合科
二〇〇	二〇〇
八〇	八〇
八〇	八〇
二八〇	二八〇
男女	男女
昼	昼

全日制		
ビジネス総	システム情	報科
二四〇	二四〇	二四〇
二四〇	四〇	八〇
二四〇	八〇	二八〇
四八〇	二八〇	二八〇
男女	男女	男女
昼	昼	昼

に改め、同表高崎高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に、「八八〇」を「八四〇」に改め、同表高崎東高等学校の項中

二〇〇	二〇〇	二〇〇
-----	-----	-----

「一六〇」「二〇〇」「二〇〇」に、「六〇〇」を「五六〇」に改め、同表高崎女子

高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に、「八八〇」を「八四〇」に改め、同表高崎工業高等学校の項中

八〇	八〇	八〇
----	----	----

「四〇」「八〇」「八〇」に、「二四〇」を「二〇〇」に、

定時制		
機械・電気	建設科	工業技術科
四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇
男女	男女	男女
夜	夜	夜

定時制	
工業技術科	工業技術科
四〇	四〇
四〇	四〇
四〇	四〇
一六〇	一六〇
男女	男女
夜	夜

に改め、同表高崎商業高等学校の項中

六〇	六〇	一六〇
----	----	-----

四〇	六〇	一四〇	八〇	八〇	を
六〇	八〇	に、	二二〇	を	二二〇
二〇	二〇	八〇	を		
四〇	二〇	一〇〇	に	改め、同表桐生高等学校の項中	二二〇
〇	を	二六〇	に、	五二〇	を
一六〇	一六〇	一六〇	を		
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
を	四四〇	に	改め、同表桐生西高等学校の項中		
二二〇	一六〇	に、	四四〇	を	四〇〇
に	改め、同表桐生女子高等学校				
の項中					
全日制	英語科	普通科	一六〇	一六〇	一六〇
全日制	英語科	普通科	四〇	四八〇	四八〇
を					
に	改め、同表桐生工業高等学校の項中				
四〇	四〇	八〇	を		
四〇	四〇	四〇	に、		
四〇	四〇	四〇	を		
に	改め、同表伊勢崎高等学校の項				
八〇					

二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	を
二四〇	二八〇	二八〇	二八〇	に、	八四〇
〇	を	八〇〇	に	改め、同表伊勢崎商業高等学校の項中	
二〇〇	二〇〇	二〇〇	を		
一六〇	二〇〇	二〇〇	に、	六〇〇	
を	五六〇	に	改め、同表太田東高等学校の項中		
四〇	八〇	に、	八〇〇	を	七六〇
に	改め、同表太田女子高等学校				
の項中					
二八〇	二八〇	二八〇	を		
四〇	を	八〇〇	に	改め、同表館林高等学校の項及び館林女子高等学校の項中	二四〇
四〇	を	二〇〇	に、	六四〇	を
中					
〇	を	五六〇	に	改め、同表富岡高等学校の項中	二八〇
六〇	を	七二〇	に	改め、同表安中総合学園高等学校の項中	
四〇	四〇	四〇	を		
を	六八〇	に	改め、同表吾妻中央高等学校の項中		
八〇	二四〇	に	改め、同表西邑楽高等学校の項中		
一六〇	一六〇	一六〇	を		
一六〇	一六〇	一六〇	に、	四八〇	
に	改め、同表伊勢崎高等学校の項				
二二〇	二二〇	二二〇	を		
二二〇	二二〇	二二〇	に、	二八〇	

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表1の項中「医療法人鶴谷会鶴谷病院」を「社会医療法人鶴谷会鶴谷病院」に、「介護老人保健施設やまぶき 介護老人保健施設 和光園

同 小屋原町977番地3 高崎市矢島町449-2	を	「介護老人保健施設やまぶき 介護老人保健施設おうみ 介護老人保健施設 和光園	同 小屋原町977番地3 同 総社町総社2628番地 高崎市矢島町449-2	に改める。
-----------------------------	---	--	--	-------